

登録番号	愛知第	4234	氏名又は名称	磯部直樹
作成日	H15 / 9 / 18	変更日	1. H29 / 4 / 3	2. / / 3. / /

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船 の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務: ○ その他全て: ○	
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
1	直栄丸	(AC2 -3835) 240-67189	6.2 トン	11.96 m	12 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯流し <input type="checkbox"/> 筏流し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独登録・ <input type="checkbox"/> 重複記載		<input type="checkbox"/> 無線設備の状況 (該当に○) <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備 <input type="checkbox"/> 設備無し			
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
		A 3 E 1 W 2 7 MHZ /					
2		AC 0-00000	トン	m	人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯流し <input type="checkbox"/> 筏流し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独登録・ <input type="checkbox"/> 重複記載		<input type="checkbox"/> 無線設備の状況 (該当に○) <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備 <input type="checkbox"/> 設備無し			
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
3		AC 0-00000	トン	m	人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯流し <input type="checkbox"/> 筏流し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独登録・ <input type="checkbox"/> 重複記載		<input type="checkbox"/> 無線設備の状況 (該当に○) <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備 <input type="checkbox"/> 設備無し			
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
重複記載している場合の事由		<input type="checkbox"/> 多客期にチャーターするため <input type="checkbox"/> その他 ()					

(注) 重複記載とは、他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を、当該事業者の遊漁船として記載しているものを言います。

登録番号		氏名又は名称	片名漁業協同組合		
作成日	15.9.22	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表5 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全確保に必要な情報 (該当に○)	() 出航地における波高、風速、視程
	(○) 出航中止を判断する団体の出航判断に関する情報
	(○) 水路通報、気象、海上警報等官公庁の発する遊漁船の運航に関する情報
	(○) 乗船する利用者数 (12歳以下の児童が含まれる場合は、その人数)
	()
(2) 漁場の安全な利用関係の確保等に必要な情報 (該当に○)	(○) 案内する漁場を管轄している知事が提供している法第15条に基づき周知すべき内容
	(○) 案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している漁場利用に係わる慣行や漁場利用協定などの情報
	()
	()

登録番号			氏名又は名称	片名漁業協同組合		
作成日	H15.9.22	変更日	1: H24/11/20	2: H25/10/ 7	3: H26/ 9/ 17	
			4: H 26/10/ 7	5: H26/12/10	6: H27/ 11/ 2	
			7: H 28/1/15	8: H 29/ 5/ 9	9: H 29/ 6/ 10	
			10: R4/7/19	11: R5/3/1	12: R5/7/31	
			13: R5/10/31	14:R6/3/21	15	

別表6 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）					
	（○）単独の判断	（○）団体による判断				
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します</p> <p>() 海上警報（風、霧等）波浪警報の発令中</p> <p>() 出航地の波高 <input type="text" value="3"/> m</p> <p>() 出航地の風速 <input type="text" value="20"/> m</p> <p>() 出航地の視程 <input type="text" value="200"/> m</p> <p>() 事業者が危険と判断したとき</p> <p>() その他 ()</p>	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 <input type="text" value="片名釣部会"/></p> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>山下 斉</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>090-7957-4152</td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	代表者	山下 斉	連絡先	090-7957-4152
代表者	山下 斉					
連絡先	090-7957-4152					
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <p>() 海上警報（風、霧等）波浪警報の発令</p> <p>() 利用者に急病人やケガ人が出たとき</p> <p>() 漁場における波高 <input type="text" value="3"/> m</p> <p>() 漁場における風速 <input type="text" value="20"/> m</p> <p>() 漁場における視程 <input type="text" value="200"/> m</p> <p>() 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</p> <p>() その他 ()</p>					

別紙2 出航管理規則

第1. 片名漁業協同組合、遊漁船構成員は、本規定に基づき、遊漁船の出航を共同で判断するものとする。

第2. 出航判断は、以下の条件を出航中止基準の目安とし、構成員が合議で出航の可否を判断します。

各種警報が発令しているとき

出航地の波高 3 m

出航地の風速 20 m/s

出航地の視程 200 m

第3. 第2の合議の第1回目の判断は、出航の前日の19:00に行い、最終判断は出航当日5:00に行う。

第4. 欠航を判断したときには、協議会連絡網により連絡する事とする。

第5. 本規則は、令和6年3月21日より適用する。

登録番号	愛知第 4234 号	氏名又は名称	磯 部 直 樹
作成日	15・9・18	変更日	1:H23・11・24 2:H29/6/10 3:H30/12/17

別表8 安全確保のため周知すべき内容及びその方法

周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。</p> <p>() 遊漁船乗船前に書面を配布する。</p>	<p>一般的事項</p> <p>(○) 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと</p> <p>(○) 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと</p> <p>(○) 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること</p> <p>(○) 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと</p> <p>(○) 救命胴衣及び救命浮環の保管場所及び使用方法</p> <p>(○) 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法</p> <p>(○) 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること</p> <p>() その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合</p> <p>() 磯等渡し及び磯等の上においては救命胴衣等を着用すること</p> <p>() 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法</p> <p>() その他 ()</p>
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>一般的事項</p> <p>() その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合</p> <p>() 磯等からの帰航時間</p> <p>() 磯等で天候が急変した場合における避難場所</p> <p>() その他 ()</p>

登録番号	愛知第 4234 号	氏名又は名称	磯部直樹
作成日	H15・9・18	変更日	1:H23/11/24 2:H26/5/13 3:H29/6/10

別表9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)

一般的事項

- (○) 出航から帰港するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- (○) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- (○) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- (○) 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- (○) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させます。
- (○) 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別表9の2にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- (○) 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- (○) 12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。
- (○) 気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣等着用させます。
- () その他 ()

船釣りをする場合

- (○) 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- () 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- () 船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- () 利用者の安全確保のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- () 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外(観光定置、観光底びき等)をする場合

- () 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別表9の2

利用者の乗降場所から漁場又は漁場までの間における特に危険と認められる場所(該当箇所を記入)

岩場	別紙図のとおり
浅瀬	〃
防波堤	
養殖施設	別紙図のとおり
その他	

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

GPSプロッター等を利用して自船や危険場所の位置を確認し、安全に航行します。

別表 2 別紙図

凡例	
岩場	X
浅瀬	○
防波堤	△
養殖施設	▨
その他	◎

